

入札公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月27日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 島津 久樹



1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 中央監視制御装置改修工事設計及び監理業務
- (2) 業務の概要 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 平成30年3月30日まで
- (4) 履行場所 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度農林水産省大臣官房予算課等が作成の競争参加資格者名簿における「測量・建設コンサルタント等契約」の業種区分のうち「建築士事務所」において「A」、「B」の等級に格付されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。
- (4) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を当該業務に配置できること。
 - ・設備設計1級建築士
 - ・建築設備士
 - ・1級電気工事施工管理技士
 - ・1級建築士担当技術者は、次のいずれかの資格を有する者を当該業務に配置できること。
管理技術者は担当技術者を兼務することができる。各担当技術者は他の担当技術者を兼務することができない。
電気設備担当技術者
 - ・設備設計1級建築士
 - ・建築設備士
 - ・技術士（電気電子・総合技術監理（電気電子））
 - ・電気主任技術者
 - ・1級電気工事施工管理技士管理技術者にあつては、競争参加資格申請書提出日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上継続してあること。
- (6) 次の基準を満たす実績を有すること。
平成19年度以降に特高受変電設備に係わる中央監視設備に関する設計及び監理業務の実績があること。
- (7) (3)・(5)・(6)に示す書類を提出できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 総務課用度係
電話番号 029-838-7221
- (2) 入札説明書の交付方法
上記3(1)の交付場所において4月27日（木）9時から5月19日（金）12時までの間に交付する。
なお、本件入札のために配布した入札説明書等は、入札執行までに返却するものとする。
- (4) 入札、開札の日時及び場所
平成29年5月29日（月） 11時30分～
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 3階 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格を有することを証明する書類の提出
本入札参加希望者は、上記2及び仕様書に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の①から③に従い、入札参加申請書に必要書類を添えて提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。
なお、期限までに資料を提出しない者並びに支出負担行為担当官の定める資格を有していると認められない者は本入札に参加することができない。
 - ①資料の提出期限 平成29年5月19日（金） 12時00分まで
 - ②提出部数 2部
 - ③その他注意事項 1)資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。
2)提出書類の作成に要した費用については、すべて競争参加者が負担するものとする。
資格がないと認められた者については、5月24日（水）17時までに通知する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出する入札書、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した調達内容を完全に履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者を決定することができる。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第2号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当センターのホームページ（<http://sto.affrc.go.jp/chotatsu/kanren/kouki>）をご覧ください。